

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
- 土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良事業の認可(二件)(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 国土調査法による事業計画の変更(〃)
- 保安林の指定予定(森林保全課)
- 土地区画整理法による換地処分(都市計画課)
- 収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)
- 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(〃)
- 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保

険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|----------------|------------|
| ヤスダ内科医院 | 鳥取市湯所町二丁目四二〇―三 | 平成十年一月十六日 |
| 鳥取赤十字病院 | 鳥取市尚徳町一一七 | 平成十年二月一日 |
| 医療法人社団加藤整形外科医院 | 鳥取市片原二丁目一一一 | 〃 |
| 明穂整形外科 | 鳥取市扇町一一―三 | 〃 |
| 萬治医院 | 倉吉市丸山町四七六―三 | 〃 |
| 森本外科・脳神経外科医院 | 東伯郡東伯町大字逢東二二一〇 | 〃 |
| 森医院 | 西伯郡西伯町大字福成九八五 | 〃 |
| 森本歯科医院 | 倉吉市明治町一〇三一―二六 | 〃 |
| 北浜歯科医院 | 気高郡気高町北浜三丁目三 | 〃 |
| カヤノ薬局 | 米子市立町二丁目二六 | 平成十年一月十七日 |
| 小谷薬品株式会社 | 鳥取市吉方町二丁目五二一 | 平成十年一月二十四日 |
| ゆたに駅南薬局 | 鳥取市扇町一一 | 平成十年二月一日 |
| ケアタウン薬局 | 米子市奥谷一一三五―一 | 平成十年二月二日 |

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西郷中央地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十一号

淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業小波地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業野坂地区農業用排水）を平成十年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（かんがい排水事業下味野地区農業用排水）を平成十年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十四号

岩美町が行う土地改良事業に係る下前田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十五号

日南町が行う土地改良事業に係る井原奥地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成九年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 調査を行う者の名称 | | 調査地 | 調査期間 | 調査面積 (平方キロメートル) |
|-----------|-----|--------------------------------|--------------|--------------------|
| 鳥取市 | 変更前 | 鳥取市海蔵寺、桂木、生山、船木、香取、杵宜谷及び広岡の各一部 | 平成十年三月三十一日まで | 〇・四八 |
| | 変更後 | | | |

| 倉吉市 | | 東伯町 | | 岸本町 | | 淀江町 | | 溝口長 | |
|-------------------|------|---|------|---------------------|------|--|------|------------|------|
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 倉吉市大立、立見及び上大立の各一部 | 〃 | 東伯郡東伯町大字徳万、大字丸尾、大字下伊勢、大字逢東、大字八橋及び大字笠見の各一部 | 〃 | 西伯郡岸本町須村、大原及び真野の各一部 | 〃 | 西伯郡淀江町大字高井谷、大字稻吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原、大字淀江、大字今津、大字平岡、大字小波及び大字中間の各一部 | 〃 | 日野郡溝口町荘の一部 | 〃 |
| 二・六一 | 二・五九 | 二・三六 | 二・九三 | 二・二三 | 三・五四 | 二・九一 | 二・九〇 | 一・〇〇 | 一・〇六 |

鳥取県告示第六十七号
 次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字南平一二二二の九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取市八丁田土地区画整理組合から鳥取市八丁田土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指定年月日 | 指 定 番 号 | 住 所 | 名 称 | 売 り さ ば き 場 所 |
|----------|---------|----------------|-----------------|----------------|
| 平成十年一月一日 | 六〇三 | 倉吉市越殿町一四〇九 | 鳥取中央農業協同組合本所 | 倉吉市越殿町一四〇九 |
| 〃 | 六〇四 | 東伯郡三朝町大字本泉三七一 | 鳥取中央農業協同組合三朝町支所 | 東伯郡三朝町大字本泉三七一 |
| 〃 | 六〇五 | 東伯郡関金町大字大鳥居二〇一 | 鳥取中央農業協同組合関金町支所 | 東伯郡関金町大字大鳥居二〇一 |
| 〃 | 六〇六 | 東伯郡東郷町大字中興寺三七八 | 鳥取中央農業協同組合東郷町支所 | 東伯郡東郷町大字中興寺三七八 |
| 〃 | 六〇七 | 東伯郡羽合町大字久留二六一一 | 鳥取中央農業協同組合羽合町支所 | 東伯郡羽合町大字久留二六一一 |
| 〃 | 六〇八 | 東伯郡泊村大字園二二〇二一一 | 鳥取中央農業協同組合泊村支所 | 東伯郡泊村大字園二二〇二一一 |
| 〃 | 六〇九 | 東伯郡北条町江北七九二一一 | 鳥取中央農業協同組合北条町支所 | 東伯郡北条町江北七九二一一 |

鳥取県告示第七十号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 〃 | 六二〇 | 東伯郡大栄町大字由良宿五六一 | 鳥取中央農業協同組合大栄町支所 | 東伯郡大栄町大字由良宿五六一 |
| 〃 | 六一一 | 東伯郡赤碓町大字赤碓一九九七一 | 鳥取中央農業協同組合赤碓町支所 | 東伯郡赤碓町大字赤碓一九九七一 |
| 〃 | 〃 | 東伯郡大栄町大字由良宿五六一 | 大栄町農業協同組合組合長 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 東伯郡赤碓町大字赤碓一九九七一 | 赤碓町農業協同組合組合長 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 東伯郡羽合町大字久留二六一一 | 羽合町農業協同組合組合長 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 東伯郡関金町大字大鳥居二〇一 | 関金町農業協同組合組合長 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 東伯郡大栄町大字由良宿五六一 | 大栄町農業協同組合組合長 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 東伯郡赤碓町大字赤碓一九九七一 | 赤碓町農業協同組合組合長 | 〃 |

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律昭和二十三年法律第百二十二号（第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第

四号) 第九条第二項の規定により告示する。

平成十年二月三日

豊取県公安委員会委員 本 種

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 申請者 | 氏名 | 又は | 名称 | 株式会社三共 |
| | 住所 | 桐生市境野町六丁目460 | | |
| 遊技機の種類 | 法人にあってはその代表者の氏名 | | | |
| | 遊技機の区分 | 型式名 | 製造業者名 | 検定号 |
| | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 |
| | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 |
| | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 |
| 申請者 | 氏名 | 又は | 名称 | 株式会社藤商事 |
| 住所 | 東大阪市荒川三丁目10-7 | | | |
| 遊技機の種類 | 法人にあってはその代表者の氏名 | | | |
| 遊技機の区分 | 型式名 | 製造業者名 | 検定号 | 有効期間 |
| 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 |

| | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 〃 | 〃 | ボンボロリン太 | 〃 | 700343 | 〃 |
| 申請者 | 氏名 | 又は | 名称 | 株式会社メーシー販売 | |
| 住所 | 宜野湾市大謝名71 | | | | |
| 遊技機の種類 | 法人にあってはその代表者の氏名 | | | | |
| 遊技機の区分 | 型式名 | 製造業者名 | 検定号 | 有効期間 | |
| 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | |
| 申請者 | 氏名 | 又は | 名称 | ワルホン工業株式会社 | |
| 住所 | 春日井市桃山町一丁目127 | | | | |
| 遊技機の種類 | 法人にあってはその代表者の氏名 | | | | |
| 遊技機の区分 | 型式名 | 製造業者名 | 検定号 | 有効期間 | |
| 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | |

| | | | | | | |
|--------|-------------------------------|----------------|--------------|--------|----------------|--|
| 申請者 | 氏名又は名称 | ユニバーサル販売株式会社 | | | | |
| | 住所 | 東京都港区高輪三丁目22-9 | | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型式名 | 製造者名 | 検定号 | 有効期間 | |
| | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機 | クランキーコンテスト2 | ユニバーサル販売株式会社 | 740289 | 平成10年2月3日から3年間 | |
| 申請者 | 氏名又は名称 | 山佐株式会社 | | | | |
| | 住所 | 新見市高尾362-1 | | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型式名 | 製造者名 | 検定号 | 有効期間 | |
| | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機 | スピード | 山佐株式会社 | 740321 | 平成10年2月3日から3年間 | |

| | | | | | | |
|--------|-------------------------------|------------------|----------|--------|----------------|--|
| 申請者 | 氏名又は名称 | 株式会社タイヨー | | | | |
| | 住所 | 東京都台東区東上野一丁目12-2 | | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型式名 | 製造者名 | 検定号 | 有効期間 | |
| | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機 | イエローボール | 株式会社タイヨー | 740335 | 平成10年2月3日から3年間 | |